

農林水産知的財産保護コンソーシアム
平成28年度 知的財産制度を活用した国際展開の推進



平成28年度 活動内容について

2016年6月27日

農林水産知的財産保護コンソーシアム事務局
株式会社マークアイ

Mark-i

1. 有識者を活用した海外知的財産権の現状調査
2. 海外における日本産農林水産物の模倣品、
産地偽装調査及び侵害事案対応
3. 商標監視調査：無料トライアル
4. 地方セミナーの開催
5. 知的財産権活用セミナーの開催
6. 相談窓口の設置
7. コンソーシアム会員向け情報発信

海外における知的財産権に関する現状について、各国の有識者を使用して調査します。

対象国数 : 5ヶ国

調査内容(案)

- ・ 各国のGI保護制度や知的財産制度の特徴
- ・ 侵害に対する救済措置の比較
- ・ 日本の農林水産物を海外展開する際の注意点

対象国(案)

- ・ EU、中国、タイ、インド、アメリカ

調査を開始する前に会員へ、
調査対象希望国、ご質問内容をお伺いいたします。
質問内容については、調査内容へ反映いたします。

2.海外における日本産農林水産物の 模倣品、産地偽装調査及び侵害事案対応

海外における我が国の農林水産物・食品の模倣品・産地偽装品の発生状況を調査します。

侵害品を発見した場合はその後の対応をサポートします。

調査

・ 調査方法

- 弊社スタッフが現地のスーパーや卸売市場へ赴き、日本産品、日本産と表示されているものや侵害の疑いがある商品を写真撮影。
- 侵害が悪質な場合はテスト購入を実施。
- 台湾以外については、昨年と異なる時期に実施。

・ 対象国(案)

- 中国（上海、広州）
- 台湾（台北、高雄）
- 香港（香港）
- タイ（バンコク）

・ 実施期間(予定):2016年7月～2月

2.海外における日本産農林水産物の 模倣品、産地偽装調査及び侵害事案対応

侵害事案の対応

現地調査にて模倣品・産地偽装品が発見された場合は、会員へ報告し、模倣実態・真贋判定を行います。

調査後相談窓口の設置

ご希望に応じて農林水産物・食品等に関する侵害事案の対応方法について、国内外の弁理士・弁護士より見解入手いたします。現地調査対象国以外においても、ご相談を承ります。

- 対象国：全世界
- 国によって個別面談の調整も可能です（通訳あり）。
- ご相談は電話、メール、FAX等でお受けいたします。

3.商標監視調査：無料トライアル

商標監視の有益性や重要性をご理解いただくため、無料トライアル調査を実施いたします。

調査方法はウォッチングとスクリーニングの2種類からお選びいただけます。

	商標ウォッチング調査	商標スクリーニング調査
対象国	全世界	中国・台湾・香港(うち1ヶ国)
対象商標	①文字 ②図形 (うち1商標)	漢字
対象区分	29, 30, 31, 32, 33, 43	29, 30, 31, 32, 33, 43
調査期間	2016年9月～2月(最大6ヶ月)	依頼後8営業日

- ・ 募集件数：先着10団体(各団体1商標・1調査)
- ・ 申込期間(予定)：2016年8月中旬

詳細は、事務局より別途ご案内いたします。

※調査結果は会員と共有させていただきます。

※発見された調査結果に対する対応結果について、最終的に取りまとめをし、会員に共有をいたします。

4.地方セミナー

会員の皆様に知的財産権の保護・活用法や侵害対策などについての理解を深めていただくためのセミナーを各地域で開催いたします。

また、各地域の農林水産物に関する保護制度について有識者に直接ご相談頂ける場を設けます。

開催単位

- ・ 地方ブロックごとにセミナーを実施
- ・ 会員の希望があれば、個別セミナーも実施

開催時期(予定)

- ・ 実施期間は平成28年9月から平成29年3月までとします。

開催要件

- ・ 知的財産等で相談のある団体から申込可能とします。

費用

- ・ 無料

開催内容

- ・ 国内弁理士による講演(案)
 - 農林水産物分野を守るための知的財産権に関する説明
 - 市場調査・商標監視サービスの結果報告
 - 相談会

4.地方セミナー：地方ブロック区分について

ブロック	都道府県
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東ブロック	群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸ブロック	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海ブロック	岐阜県、愛知県、三重県
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

5.知的財産権活用セミナー

GIや農林水産物における知的財産保護の取り組みは、現時点では日本よりも海外の方が進んでいることから、国内外の弁護士・弁理士を招き、自国での農林水産物知的財産保護に関する見解の講演や、直接意見交換や相談ができる場を設けます。

開催内容

- ・ 海外におけるGIを活用した成功例
- ・ 農林水産物の効果的な保護方法、侵害事例のケーススタディ
- ・ 海外進出にあたって日本の農林水産事業者へアドバイス
- ・ 個別相談会

講師(案)

- ・ 日本弁理士
- ・ EU弁護士
- ・ 中国弁護士

開催時期(予定)

- ・ 9月～10月

6.相談窓口の設置

農林水産知的財産全般に関するお問合せや権利保護・強化に関するご相談を随時お受けいたします。

サポート内容

- ・ 国内外の弁理士・弁護士の見解入手
- ・ 個別相談
※見解を入手する上で必要となる調査や、具体的な法定手続については会員の費用負担となります。

申込先

- ・ 知的財産保護コンソーシアムウェブサイト 【<http://mark-i.info>】
- ・ 株式会社マークアイ コンソーシアム事務局担当

【TEL】
03-6862-9930

【FAX】
03-6862-9930

【Eメール】
maff@mark-i.jp

7. 会員への定期的な情報発信

ホームページ設置 【<http://mark-i.info>】

- コンソーシアム関連情報の提供
- 新規入会、各種サービスの申込
- セミナー情報、実績報告

メールマガジン発信 【maff@mark-ijp】

- 海外農林水産物に関する知的財産情報
- マークアイ発行の知的財産関連情報

アンケート調査・要望受付

- 会員へ向けたコンソーシアム、セミナーに関するご意見募集
- 知的財産制度や侵害事案に関する問い合わせ受付
- 知的財産やGI保護に関する問題点、要望

商号	株式会社マークアイ
所在地	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー33F
事業内容	知的財産権に関する総合コンサルティング事業
URL	http://trademark.jp
創業	1990年10月
設立	1994年8月
資本金	1億1000万円
代表取締役社長	川合 義彰
従業員数	約70名
取引先企業	約1700社 (2016年6月現在)